

(素案)

平成17年7月 日

鞍手町長 篠原 彌 栄 殿

鞍手町行財政改革推進委員会
会長 福本 博文

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について(中間答申)

平成17年6月10日当委員会に諮問のあった事項のうち、「今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示」について、4基本方針及び22基本目標を策定いたしましたので、別紙のとおりこれを提示して中間答申といたします。

また、当委員会が提示した基本方針及び基本目標をもとに、第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画を策定されるにあたっては、下記の付帯意見にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

付帯意見

- 1 当委員会が示した基本方針及び基本目標に付随する大綱フレームの体系により、第4次大綱及び実施計画を策定され、総務省の新たな指針の内容に適合するよう、改革項目を調整されたい。
- 2 行財政改革の視点で改革項目を精査し、第3次改革の具体的改革項目の中で、達成可能なものは第4次改革に引き継がずに続けて実施され、当委員会に実施結果を報告されたい。また、改革内容を見直して第4次改革に引き継ぐ項目及び新たに掲げる項目については、その実効性の確保に努められたい。

- 3 改革の半ばで停滞し、推進が困難となる項目等の課題解決の支援体制を整備されたい。
- 4 定期的な検証により未着手の項目をなくすよう、実施体制を整備されたい。
- 5 改革項目については、検討及び実施の概要をできるだけ具体化されるとともに目標時期を定められ、検討の場合は検討結果、実施の場合は実施結果の公表時期を示されたい。
- 6 改革項目において、数値目標の設定が可能な場合は、全て算出根拠を示して数値目標を設定され、併せて評価方法をあらかじめ定められたい。また、数値目標の設定になじまないと判断される項目については、その理由を明確にされ、目標時期に到達したときの評価方法を、住民にわかりやすい方法であらかじめ定められたい。
- 7 改革項目の担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにされ、実施経過及び結果の当委員会への報告時期と住民への公表時期を示すなどの方法で、透明性を確保されたい。

以上

(別紙)

4 基本方針（大分類）と 2 2 基本目標（小分類）

～ 第 4 次鞍手町行財政改革大綱フレームの内容について～

《基本方針 1》

行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立

景気の低迷や三位一体の改革の影響を受け、本町の財政状況は、まさに危機的な状況に直面しています。平成 17 年度から平成 21 年度までの財政シミュレーションでは、毎年度、歳入歳出の差し引きがマイナスとなり、5 年間のマイナス合計は約 2.5 億円にのぼると見込まれます。

このような現状においては、現在実施している行政サービスを今後も従来と同じように維持・継続することは困難な状況です。

よって、この危機的状況を克服するため、民間企業の経営手法等を参考に、行政経営の視点から歳入・歳出について厳しく見直し、自主性・自律性の高い安定した財政基盤の確立を図ります。

【基本目標 1】収納率の向上

税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、収納率の向上を目指します。

【基本目標 2】公平、公正な受益者負担

使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公平、公正な受益者負担の実現を目指します。

【基本目標 3】財源確保

短期的財源や長期的財源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、財源確保を目指します。

【基本目標 4】各種補助金の見直し

補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、各種補助金の見直しを目指します。

【基本目標 5】人件費の見直し

給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなどを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人件費の見直しを目指します。

【基本目標 6】公共事業等の見直し

効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公共事業等の見直しを目指します。

【基本目標 7】経常経費、投資的経費の見直し

歳出の抑制について、事務処理コストの削減などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、経常経費及び投資的経費の見直しを目指します。

《基本方針 2》

透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進

行政の役割は、住民生活に必要な行政サービスを提供することであり、これまで多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの領域は飛躍的に拡大してきました。

しかし、財政状況が逼迫する中で多様化する住民ニーズや新しい行政需要に的確に対応していくためには、行政サービスの内容や提供方法などについて、新たなシステムを確立させることが必要であり、その見直し過程においては、その内容の公表と説明責任の確保が必要です。

そのために、行政運営全般において P D C A サイクル (PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し) を確立させ、絶えず評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、住民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、行政経営の視点からの行政運営へ変革させた業務執行体制の確立を図ります。

また、行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理し、民間委託等も視野に入れながら行政の守備範囲を明確化して、簡素で効率的な行政の実現を図ります。

【基本目標 8】事務事業の見直し

事務処理方法などの改善について、民間への業務委託などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、事務事業の見直しを目指します。

【基本目標 9】行政評価の定着

事務事業の不断の見直しについて、P D C A サイクル手法などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政評価の定着を目指します。

【基本目標 10】行政サービスの向上

窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政サービスの向上を目指します。

【基本目標 1 1】情報の公開と共有

町行政の重要な取り組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民への情報の公開、住民と行政の情報の共有を目指します。

【基本目標 1 2】住民参画の推進

住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民参画の推進を目指します。

【基本目標 1 3】住民と行政との協働

行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政と住民の協働によるまちづくりを目指します。

《基本方針 3》

地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進

中央集権時代から地方分権時代へと変革する環境の中、行政需要は多様化し、新たな行政課題や住民ニーズに応じた行政施策の展開が求められています。

また、危機的な財政状況を克服するためには、行政職員としての資質を高め、経営的視点からの業務遂行能力や高度な政策形成能力を醸成していく体制が必要です。

このため、町民ニーズを的確に把握しながら、地方分権時代に対応した行政サービスを提供できる行政の組織編成（附属機関を含む。）や職員の資質向上を図ります。

【基本目標 1 4】柔軟な組織の編成

地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、柔軟な組織の編成を目指します。

【基本目標 1 5】職員配置の適正化

職員の定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、職員配置の適正化を目指します。

【基本目標 1 6】附属機関の見直し

附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、附属機関の見直しを目指します。

【基本目標 1 7】人材育成の推進

多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等

の実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人材育成の推進を目指します。

【基本目標 18】人事交流等の推進

職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人事交流等の推進を目指します。

《基本方針 4》

民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進

公共施設の管理・運営については、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響は非常に大きいものがあります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化により公共施設の持つ特性や目的、必要性は大きく変わってきています。

そのため、それぞれの施設の必要性や行政経営の視点からの検証を通して、指定管理者制度への移行、直営（一部業務委託を含む。）廃止又は用途の見直しなどについて検討し、住民ニーズに対応できる公共施設として、効率的・効果的な管理・運営体制の確立を図ります。

【基本目標 19】施設の改善

老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の改善を目指します。

【基本目標 20】施設の管理

住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、効率的かつ効果的な施設の管理を目指します。

【基本目標 21】民間委託等の推進

効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI等による民間活力の有効活用又は直営（一部業務委託を含む。）などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、民間委託等の推進を目指します。

【基本目標 22】統合、廃止及び用途の見直し

自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の統合、廃止及び用途の見直しを目指します。